

## 告示

### 埼玉県告示第百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木ニュータウン駅前総合ビル

埼玉県志木市館二丁目百二十四番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） サミット株式会社 代表取締役 田尻一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

株式会社サミット・コルモ 代表取締役 田尻一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

株式会社カメラのカネコ 代表取締役 金子昇

埼玉県志木市館二丁目七番二号

有限会社アトラス 代表取締役 関根孝夫

埼玉県志木市館二丁目七番一号

（変更後） サミット株式会社 代表取締役 竹野浩樹

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

株式会社サミット・コルモ 代表取締役 竹野浩樹

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

株式会社ワッツ 代表取締役 平岡史生

大阪府大阪市中央区城見一丁目四番七十号

#### ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十七日外

#### ニ 届出年月日

令和元年六月十四日

#### 二 縦覧期間

令和元年六月二十五日から令和元年十月二十五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和元年六月二十五日から令和元年十月二十五日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課